



2025年3月21日

各 位

会 社 名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社 星 野 和 也  
代 表 者 名 長 グループ CEO  
(コード 5341 東証スタンダード市場)  
問合せ先 管理本部 経営管理部長 三 宅 久 史  
T E L (06)7777-2067

### 新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ

当社は2024年8月23日の取締役会決議により発行した第10回新株予約権の一部譲渡について、2025年3月21日開催の取締役会において決議をいたしましたので、下記のとおりにお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新株予約権の一部譲渡に関する経緯と理由

当社は、2024年9月9日に第10回新株予約権総数22,860個（目的となる普通株式数2,286,000株）を発行し、Global Semiconductor Special Gas Limited に対して11,430個（1,143,000株分）、山川株式会社に対して9,140個（914,000株分）、李敏行に対して2,290個（229,000株分）割当致しました。その後、山川株式会社が575個（57,500株分）、李敏行氏が287個（28,700株分）の行使をしていただきました。当社の資金需要、事業計画の進捗状況を考慮し、各新株予約権者に行使の依頼をいたしましたが、山川株式会社からは早期で行使を行うことが難しい状況であることの回答がありましたので、山川株式会社が保有する新株予約権のうち2,000個（200,000株分）について譲渡をしていただけるように協議をいたしました。

譲渡先については、株式会社ワブ（東京都中央区銀座6丁目13番16号 代表取締役 高石 聡）であり、譲受けの目的が純投資であること、また経営支配の意向は有していないこと、市場動向や株価水準に応じて機動的、積極的に行使していくお考えを口頭で確認しております。加えて譲渡先の属性についても反社会的勢力と関係していないことを第三者機関である調査会社の調査により確認しております。早期の行使が可能であるかの資産状況について、現在の現預金残高を確認しております。このような経緯から、当社としては、本新株予約権の一部が株式会社ワブに譲渡されることに問題はなく、株式会社ワブの権利行使により当社の資金調達に繋がると考えて、本件譲渡について承認するものであります。

## 2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡人: 山川株式会社
- (2) 譲渡先及び譲渡個数(目的となる普通株式数):  
株式会社ワブ 2,000 個(200,000 株)
- (3) 譲渡価格: 124 円/個 (248,000 円)
- (4) 譲渡承認日: 2025 年3月 21 日
- (5) 譲渡日: 2025 年3月 24 日(予定)

## 3. 新株予約権譲渡先の概要

(1) 名 称	株式会社ワブ	
(2) 所 在 地	東京都中央区銀座6丁目13番16号銀座wallビル UCF5階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高石 聡	
(4) 事 業 内 容	各種マーケティング業務 インターネットによる通信販売業務 有価証券等の取得、保有、売買、投資及び運用 企業に対する投資業務 各種コンサルタント業務	
(5) 資 本 金	100万円	
(6) 設 立 年 月 日	2023年12月27日	
(7) 大株主及び持株比率	高石 聡 100%	
(8) 上場会社と当該会社 との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

## 4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡による当社の連結業績への影響はありません。

以 上

<参考>新株予約権の発行に係る募集内容

(1) 割当日	2024年9月9日(月)
(2) 新株予約権の総数	22,860個
(3) 発行価額	総額2,834,640円(新株予約権1個につき124円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,286,000株(新株予約権1個につき100株)
(5) 調達資金の額	802,934,640円 (内訳) 新株予約権による調達額: 2,834,640円 新株予約権行使による調達額: 800,100,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(発行価額)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	350円
(7) 募集又は割当方法(割当先)	Global Semiconductor Special Gas Limited に対して 11,430個(1,143,000株分) 山川株式会社に対して 9,140個(914,000株分) 李敏行に対して 2,290個(229,000株分)
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとし、 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主

	<p>総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権1個につき払込金額と同額で本新株予約権を取得することができるものとします。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他 本項各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--